

入札公告【一般競争入札】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 5 月 7 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 富田英治

1 業務の概要

(1) 業 務 名 H22岐阜地方・家庭裁判所高山支部庁舎耐震改修工事監理業務
(電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、岐阜地方・家庭裁判所高山支部庁舎耐震改修工事監理補助を行う業務である。

(3) 履行期限 平成 22 年 10 月 14 日

(4) 入札方式等

本手続きは競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料 (以下「競争参加資格確認申請書等」という。) の提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局 (港湾空港関係を除く。) における平成 21・22 年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (②の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- a) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア. 親会社と子会社の関係にある場合
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- b) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- なお、競争参加資格確認通知の日は別表③の日を予定する。

（２）業務拠点に関する要件

愛知、岐阜、三重、静岡県内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、一級建築士が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有し、建築士事務所登録をしていることをいう。

（３）入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 12 年度以降に完了した以下に示す同種業務において、元請として 1 件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務： 以下の工事監理又は設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了

した実績。

- ・ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の「庁舎、事務所又は類似施設」で、延べ床面積 400 m²以上の新築、増築又は改修の工事監理又は設計業務。

※類似施設とは、事務所、会議室、研修室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設を指すものとする。

（４）配置予定管理技術者の資格に関する要件

- ・ 配置予定管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

（５）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成 12 年度以降に完了した以下に示す同種業務において、元請として 1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

同種業務： 以下の工事監理又は設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了した実績。

- ・ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の「庁舎、事務所又は類似施設」で延べ床面積 400 m²以上の新築、増築又は改修の工事監理又は設計業務。

※類似施設とは、事務所、会議室、研修室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設を指すものとする。

（６）配置予定管理技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

- 1）配置予定管理技術者の手持ち業務は監理業務及び契約額が 500 万円以上の設計業務の合計が 5 件以下である者であること。

ただし、平成 22 年 5 月 7 日現在で手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している業務をいう。

- 2）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が 1）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。そ

の上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の地方整備局等工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 配置予定技術者について以下の要件を満足すること

- ・配置予定管理技術者と建築分野の配置予定主任技術者は兼務してもよい。
- ・配置予定管理技術者及び建築分野の配置予定主任技術者は入札参加希望者の組織に所属すること。

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局 総務部契約課

電 話 ０５２－９５３－８１３８

FAX ０５２－９５３－８１９９

メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、３（１）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

・提出期間：別表②のとおり。

・提出先：３（１）と同じ。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により中部地方整備局総務部契約課まで持参すること。

③開札の日時

別表⑤のとおり。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 98 条において準用する予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。

(8) 申請書等に対する留意事項

申請書等の提出がない場合又は 2 (1) ⑦の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	入札説明書の交付期間	平成２２年　５月　７日から 平成２２年　５月３１日まで
②	申請書等の提出期間	平成２２年　５月　８日から 平成２２年　５月１７日までの10時から16時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	競争参加資格確認通知の日	平成２２年　５月２１日
④	入札書の受付期間	平成２２年　５月２８日10時00分から 平成２２年　５月３１日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成２２年　６月　１日１０時００分 中部地方整備局総務部契約課入札室